

III. 所得控除（所得から差し引かれる金額）の計算

（令和7年1月1日～令和7年12月31日分）

② 雜損控除

雑損控除額は、次のとおり計算します。

A 損害金額(合計)	_____円
B 保険金などで補てんされる金額	_____円
C A - B	_____円
D 申告書「表」の⑫の金額と分離課税所得の合計額	_____円
E D × 0.1	_____円
F C - E	_____円
G Cのうち災害関連支出の金額(取壊しや除去費用)	_____円
H G - 50,000円	_____円
I FとHのいずれか多いほうの金額	_____円 申告書表⑦欄へ記入

※損害額証明書または災害関連支出の証明となるものを添付してください。

⑧ 医療費控除

あなたや生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費(介護保険法に規定するサービスの医療費相当分を含む)や特定一般用医薬品等購入額が一定の金額以上ある場合に控除されます。

医療費控除は、次のとおり計算します。

A 支払った医療費等	_____円
B 保険金などで補てんされる金額	_____円
C A - B (差引負担額)	_____円
D 申告書「表」の⑫の金額と分離課税所得の合計額	_____円
E D × 0.05	_____円
F 100,000円とEのいずれか少ないほうの金額	_____円
G C - F	_____円 申告書表⑧欄へ記入

※医療費控除の特例を選択する場合は(C - 12,000円)を申告書表⑧欄へ記入し「区分」の□に「1」と記入

⑩ 社会保険料控除

あなたやご家族のために支払った健康保険料、国民健康保険税、国民年金保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険法の規定による介護保険料などはその全額が控除されます。

あなたが支払った保険料の合計額	_____円 申告書表⑩欄へ記入
-----------------	---------------------

⑭ 小規模企業共済等掛金控除

あなたが小規模企業共済法の規定による共済契約掛金、確定拠出年金法の個人型年金加入者掛金、心身障害者扶養共済制度にかかる契約で一定の要件を備えたものの掛け金を支払った場合は、その全額が控除されます。

あなたが支払った掛け金の合計額 _____円
申告書表⑭欄へ記入

※支払った掛け金の証明書をご持参ください。

⑮ 生命保険料控除

生命保険や生命共済などについて、あなたが支払った保険料がある場合に、その合計額に応じた金額が控除されます。

旧制度…平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に基づいて支払った保険料
新制度…平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に基づいて支払った保険料

	旧制度適用契約	新制度適用契約
一般の生命保険料	_____円 A	_____円 B
個人年金保険料	_____円 C	_____円 D
介護医療保険料	_____円	_____円 E

控除額	
一般の生命保険料	~15,000円 Aの金額 _____円 15,001円~ A × 0.5 + 40,000円 7,500円 _____円 F
個人年金保険料	~15,000円 Cの金額 _____円 15,001円~ C × 0.5 + 40,000円 7,500円 H
介護医療保険料	~12,000円 Eの金額 _____円 12,001円~ E × 0.5 + 32,000円 6,000円 J
	32,001円~ B × 0.25 + 56,000円 14,000円 G 32,001円~ D × 0.25 + 56,000円 14,000円 I 56,001円~ 一律に28,000円 56,001円~ 一律に28,000円

Fのみを適用する場合	Fの金額 _____円	最も大きい金額(K)
Gのみを適用する場合	Gの金額 _____円	
F,Gを両方適用する場合	F+Gの金額 _____円 (上限28,000円)	
Hのみを適用する場合	Hの金額 _____円	最も大きい金額(L)
Iのみを適用する場合	Iの金額 _____円	K + L + N
H,Iを両方適用する場合	H+Iの金額 _____円 (上限28,000円)	(最高70,000円) 申告書表⑯欄へ記入
Jのみを適用する場合	Jの金額 _____円 (上限28,000円)	N

所得控除額は市県民税と所得税で異なっておりますのでご注意ください。

⑯ 地震保険料控除

特定の損害保険契約に係る地震等損害部分の保険料又は掛け金を支払った場合や、平成18年12月31日までに締結した旧長期損害保険契約等について支払った保険料がある場合に、地震保険料と旧長期損害保険料の別に、その合計額に応じた金額が控除されます。
一の契約等に基づき、地震保険料及び旧長期損害保険料の両方を支払っている場合には、選択により地震保険料又は旧長期損害保険料のいずれか一方の控除を受けることとなります。

地震保険料	_____円	A
旧長期損害保険料	_____円	B
控除額		
險地 料震 保	~ 50,000円 50,001円~	A × 0.5 一律に25,000円
保旧 長期 料期 損害	~ 5,000円 5,001円~	Bの金額 B × 0.5 + 2,500円 15,000円 15,001円~
		一律に10,000円
C + D		_____円(最高25,000円) 申告書表⑯欄へ記入

㉑～㉒ 配偶者控除と配偶者特別控除

配偶者の合計所得金額が下表の基準を満たしている場合、配偶者控除または配偶者特別控除を受けることができます。(本人の合計所得金額が1,000万円超の場合を除く)

配偶者の合計所得金額	配偶者に関する控除額		
	カッコ内は配偶者が老人(S31.1.1以前生まれ)の場合の控除額	本人の合計所得金額 900万円以下の場合	本人の合計所得金額 900万円超950万円 以下の場合
~580,000円	330,000円 (380,000円)	220,000円 (260,000円)	110,000円 (130,000円)
580,001円~1,000,000円	330,000円	220,000円	110,000円
1,000,001円~1,050,000円	310,000円	210,000円	110,000円
1,050,001円~1,100,000円	260,000円	180,000円	90,000円
1,100,001円~1,150,000円	210,000円	140,000円	70,000円
1,150,001円~1,200,000円	160,000円	110,000円	60,000円
1,200,001円~1,250,000円	110,000円	80,000円	40,000円
1,250,001円~1,300,000円	60,000円	40,000円	20,000円
1,300,001円~1,330,000円	30,000円	20,000円	10,000円
1,330,001円~	0円	0円	0円

※配偶者の合計所得金額が58万円以下は配偶者控除。58万円を超えた場合は配偶者特別控除。該当する場合、控除額を申告書㉑～㉒欄へ記入してください。

㉗～㉚ ⑬～㉓ 人的控除額表と㉕ 基礎控除

※㉑～㉒配偶者(特別)控除と㉔特定親族特別控除については上表を参照してください。

記入欄	控除の種類	摘要要件	控除額
㉑～㉒	寡婦控除 ひとり親控除	現に婚姻していない方、または配偶者が生死不明などの方で、一定の要件を満たす場合	260,000円 300,000円
㉑～㉒	勤労学生控除	学生で合計所得金額が85万円以下であり、かつ一定の要件を満たす場合	260,000円
	障害者控除	本人が障害者の場合 扶養親族または同一生計配偶者が障害者の場合	障害者 260,000円 特別障害者 300,000円 障害者(同居) 530,000円 特別障害者(同居以外) 300,000円
㉓	扶養控除	生計を一にする親族等で合計所得金額が58万円以下の所得の方を扶養している場合 ただし、16歳未満の方(平成21年1月2日以降に生まれた方)は控除対象外となります ※扶養親族欄には氏名、生年月日、統柄を必ず記入して下さい	一般(16歳未満の方を除く) 330,000円 特定扶養(H15.1.2～H19.1.1生まれ) 450,000円 老人扶養 同居 450,000円 (S31.1.1以前生まれ) 別居 380,000円 年少(16歳未満)扶養 適用なし 2,400万円以下 430,000円 2,400万円超 2,450万円以下 290,000円 2,450万円超 2,500万円以下 150,000円 2,500万円超 適用なし
㉕	基礎控除	合計所得金額が2,500万円以下の場合	